

令和5年度

定期監査結果報告書

室戸市監査委員

5 室 監 第 42 号

令和6年3月15日

様

室戸市監査委員 谷口 稀稔

室戸市監査委員 河本 竜二

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

目 次

1	監 査 の 対 象	・ ・ ・ ・ ・	1
2	監 査 の 期 間	・ ・ ・ ・ ・	1
3	監 査 項 目	・ ・ ・ ・ ・	1
4	監 査 の 方 法	・ ・ ・ ・ ・	1
5	監査の結果並びに意見	・ ・ ・ ・ ・	2
	議会事務局	・ ・ ・ ・ ・	5
	学校教育課	・ ・ ・ ・ ・	5
	生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	6
	まちづくり推進課	・ ・ ・ ・ ・	7
	総務課	・ ・ ・ ・ ・	8
	人権啓発課	・ ・ ・ ・ ・	9
	産業振興課	・ ・ ・ ・ ・	9
	建設土木課	・ ・ ・ ・ ・	10
	選挙管理委員会事務局	・ ・ ・ ・ ・	11
	財産管理課	・ ・ ・ ・ ・	12
	税務課	・ ・ ・ ・ ・	13
	市民課	・ ・ ・ ・ ・	15
	会計課	・ ・ ・ ・ ・	16
	福祉事務所	・ ・ ・ ・ ・	17
	水道局	・ ・ ・ ・ ・	18
	保健介護課	・ ・ ・ ・ ・	19
	消防本部	・ ・ ・ ・ ・	21
	観光ジオパーク推進課	・ ・ ・ ・ ・	22
	防災対策課	・ ・ ・ ・ ・	23
	健康医療政策課	・ ・ ・ ・ ・	24
	こども子育て支援課	・ ・ ・ ・ ・	24

1 監査の対象

① 資料を要求した課

議会事務局、学校教育課、生涯学習課、まちづくり推進課、総務課、
監査委員事務局、人権啓発課、産業振興課、農業委員会事務局、建設土木課、
選挙管理委員会事務局、財産管理課、税務課、市民課、会計課、福祉事務所、
水道局、保健介護課、消防本部、観光ジオパーク推進課、防災対策課、
健康医療政策課、こども子育て支援課

② 監査をした課

議会事務局、学校教育課、生涯学習課、まちづくり推進課、総務課、人権啓発課、
産業振興課、農業委員会事務局、建設土木課、選挙管理委員会事務局、財産管理課、
税務課、市民課、会計課、福祉事務所、水道局、保健介護課、消防本部、
観光ジオパーク推進課、防災対策課、健康医療政策課、こども子育て支援課

2 監査の期間

令和6年1月26日～令和6年2月16日まで

3 監査項目

- 前回の定期監査で指摘した事項の処理状況
- 徴収金の徴収状況
- 随意契約の状況について
- 各種団体等への補助金、交付金の支出について
- 工事状況調査及び入札状況について（500万円以上）
- 工事契約の変更状況について（500万円以上）

上記項目を主眼に事務事業が適正に執行されているか等に着目して監査を実施した。
なお、必要に応じ各課個別の監査項目を設定した。

4 監査の方法

各課等からあらかじめ資料の提出を求め精査し、所属長、補佐、班長から実情を
聴取しながら、必要に応じて関係書類の提出を求め監査を実施した。

5 監査の結果並びに意見

〈 総 括 〉

当年度は財務事務全般についても、行政監査視点をもちながら事務執行の適法性、妥当性等について特に着眼点として実施した。

① 前回の定期監査指摘事項の処理状況について

各所属において真摯な取り組みによって適正に処理されている。

② 徴収金の徴収状況について

収入未済額は令和4年度末で、一般会計3億1,802万8,259円、特別会計1,214万5,358円、合計3億3,017万3,617円（水道会計を除く）が発生している。令和3年度に比べ3,842万1,694円（10.4%）の減少となっており、債権管理への取り組みは評価するものではある。これらは市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の中の各貸付金と弁償金の歳入であり、厳しい財政状況のなか市政運営を行っていく上での貴重な自主財源である。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題であり、引き続き債権管理の徹底を図り、財政の健全化に取り組まれない。

③ 随意契約の状況について（工事以外で他者の見積書を徴しないもの）

今回の監査においては根拠法令及び契約保証金について実施した。提出された資料によると、随意契約件数は419件であり、うち地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するもの227件、第2号169件、その他の号23件となっている。適用根拠法令の誤りが若干見受けられた。

また、契約保証金についても、根拠である契約規則第40条第1項第1号から第7号までの適用に誤りが今回も見受けられた。

契約の起案にあたっては、「入札・契約事務マニュアル」・「日常業務（共通）に役立つ手引き」を参考に、その都度見直し等を行うことも必要であり、情報の共有化や研修により適切な事務執行に努められたい。随意契約とは一般競争入札を原則とする契約方法の例外として地方自治法第234条第2項により規定されている方法である。

随意契約の長所としては、競争の方法が省かれ事務処理の効率化が図られ経済的であること、契約の相手方となる者を任意に選択できるため資産、信用、経験等のある業者を選べ、契約の履行の確保が図れることなどがある。しかし、一方短所として契約の相手方が一部の者に偏りがちになるなど、適正な価格で契約できない恐れがあることなどが指摘されている。

適用に当たっては、地方自治法施行令に規定される要件を合理的、客観的に解釈し慎重な事務執行に努められたい。

④ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

今回提出された資料によると、補助金 129 件（新規 3 件）、交付金他 8 件となっており、補助金交付要綱等は全てにおいて整備が行われていた。

補助金については、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができる。」と規定されており、市政活性化のためにも今後も重要な施策であると思慮される。

なお、市補助金交付規則第 3 条には「補助事業者等は、補助金が市民から徴収された税その他の貴重な財源でまかなわれていることに留意し、法令の規定及び補助金の交付目的に従って、誠実かつ効率的に補助事業等を行うように努めなければならない。」とある。

また、特に長期間継続しているものや少額の補助金、参加者の少ないイベント等への補助金については補助の必要性や効果等に留意し、見直しを検討する必要がある。

外郭団体の会計事務について、市の職員が行っているケースも見受けられるが室戸市任意団体等経理事務取扱要綱に従い、事務執行に努められたい。

公金支出に対する説明責任の根幹を認識し、補助金が補助目的に沿って使用されているか、交付条件が遵守されているか、また交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、行政として絶えず的確に把握されることが求められ、市民に批判や疑念を抱かれることのないよう透明で公正公平な市政運営が望まれるところである。

⑤ 契約金額 500 万円以上の工事状況調査及び入札状況について

(令和 4 年度及び令和 5 年度 11 月末現在)

今回提出された資料によると令和 4 年度の工事 35 件であり、契約種別では指名競争入札 23 件、総合評価方式 2 件、一般競争入札 9 件、随意契約 1 件となっている。競争入札 32 件のうち、同額によりくじ引きによる決定が 7 件となっている。

なお、令和 5 年 11 月末現在の工事契約数は 29 件となっている。

⑥ 契約金額 500 万円以上の工事契約の変更状況について (令和 4 年度分)

令和 4 年度完成工事 39 件中、請負額、工期共に変更 9 件 (うち減額 2 件)、請負額変更 16 件 (うち減額 4 件)、工期変更 6 件、合計 31 件 (79.5%) となっている。

以下、各課に対する監査結果、指摘、概要を述べることとする。

<議会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は7件である。(1号5件、2号2件)

適正に処理されていた。

<学校教育課>

○ 徴収金の徴収状況について

【学校給食費保護者負担金について】

学校給食は、市小学校5校と中学校4校の計9校全てで実施されている。

令和5年4月現在の対象児童・生徒数は498人(昨年度531人)となっている。

令和5年の学校給食費現年調定額は、子育て支援の一環として令和4年10月より給食費は無償となったため、滞納分のみの32万8,855円、収入済額32万2,855円、徴収率98.17%で収入未済額は6,000円となっている。

学校給食は児童・生徒にとっては、大勢で楽しく食事をすることや食物に対する感謝の心を養う大切な教育の場でもある。

滞納対策としては、催告書の発送及び電話による催告、学校と連携、安芸租税債権管理機構への移管等に取り組んでおり、滞納件数は減少傾向である。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は27件である。(1号12件、2号14件、その他1件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金11件(前年度22件)となっており、新たに室戸市子どもの明るい未来づくり推進事業費補助金を制定している。

本市唯一の高校である室戸高校については、通学費援助補助金等や令和2年度より公設塾運営委託業務による公設塾が開設された。今後も室戸高校に対し様々な支援策を講じ、存続に向けての取り組みを望むものである。

○ 工事状況調査及び入札状況について(令和5年度11月末現在)

佐喜浜中学校非構造部材耐震化改修工事の指名競争入札他3件の指名競争入札となっている。

<生涯学習課>

○ 徴収金の徴収状況について

奨学資金貸付金は前年同期の徴収率と比較すると、現年 72.87%（前年度 57.02%）で 15.85 ポイントの増、滞納分は現年 17.35%（前年度 33.08%）で 15.73 ポイントの減となっている。大学入学準備金貸付金は、令和 4 年度に滞納分を完納したものの、令和 5 年度に 162,000 円発生している。

奨学金の返還については、卒業後正規雇用になれず、不安定な就労となり奨学金の返還が困難な若者が増えることが社会問題となっている現状ではあるが、貸与目的である教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献できる人材育成のため、高等学校以上の生徒に奨学資金、大学進学時に入学準備金を貸与する制度であり、滞納解消に向け安芸租税債権管理機構への移管等取り組んでいるが、より一層の徴収努力を望むものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 25 件である。（1 号 22 件、2 号 3 件）

適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 17 件、交付金 1 件となっている。

○ 個別事項

令和 5 年度奨学資金及び入学準備金の貸与状況

（単位：円）

区 分	貸与月額	新規貸与者	継続貸与者	合計件数	貸与額
高 等 学 校	10,000		1	1	80,000
高等専門学校（1～3年生）	16,000		1	1	192,000
高等専門学校（4～5年生、専攻科） 専修学校（専門課程）	30,000			0	0
短 期 大 学	30,000			0	0
大 学 及 び 大 学 院	35,000	5	5	10	3,990,000
小 計		5	7	12	4,262,000
入 学 準 備 金	300,000	0		0	0
	500,000	3		3	1,500,000
小 計		3		3	1,500,000
合 計		8	7	15	5,762,000

<まちづくり推進課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、37 件である。(1 号 16 件、2 号 21 件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 10 件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について (令和 5 年度 11 月末現在)

令和 5 年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信系更新工事の一般競争入札となっている。

○ 個別事項について

【 移住促進事業について 】

移住促進住宅の整備、空き家バンクの登録、都市圏などでの PR 活動等、多くの施策を実施しており、移住者実績など成果があがっており、地域の活性化に寄与されることを期待する。

移住者実績

(R5.11.30現在)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世 帯	21	20	90	90	63
人 数	23	30	111	113	75

※令和3年度よりカウント方法を変更

移住体験住宅利用状況

	令和3年度				令和4年度				令和5年度(4月~11月末)			
	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計
滞在日数(日)	133	130	105	368	154	117	76	347	112	45	26	183
世帯数(世帯)	14	11	9	34	13	7	12	32	13	6	3	22
人員(人)	27	23	11	61	22	9	17	48	28	11	4	43

【地域おこし協力隊について】

地域おこし協力隊は、首都圏等での移住フェア等に参加により、より良い人材を確保し、隊員の経験やスキル等を生かせるよう活動を支援することで任期終了後、地元への定住や起業により、地域の活性化と定住促進に繋がっているものと考えられる。任期中に培ったノウハウと人脈を生かした地域づくりに努められる

ことを期待する。

<総務課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 22 件である。(1号 8 件、2号 13 件、その他 1 件)

内容を十分精査し、今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

交通安全関係補助金 2 件となっている。令和元年制定された運転免許自主返納支援事業費補助金は、令和 5 年 12 月までに 22 人に交付されている。

○ 個別事項について

正職員及び会計年度職員数の状況

正職員数

	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日
職 員 数	250	260	257	260	257

会計年度職員数

		平成31年4月1日 現在	令和2年4月1日 現在	令和3年4月1日 現在	令和4年4月1日 現在	令和5年4月1日 現在
任用 職年 員度	フルタイム	—	5	5	5	4
	パートタイム	—	205	215	217	220
臨時 的 任用 職員	特別職非常勤・ALT	22	—	—	—	
	常 勤	77	—	—	—	
	パートタイム	144	—	—	—	
内、病休・代替等		1	1	0	0	
合 計		243	210	220	222	224

<人権啓発課>

○ 徴収金の徴収状況について

同和小口資金貸付金は、昭和 47 年度から昭和 61 年度までに貸付を行った返還金であり、収入未済額は現在、187 万 1,500 円（43 件）となっている。

貸付金は私法上の債権であり、民法第 166 条第 1 項の適用を受けるものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、21 件全て 1 号である。

○ 個別事項

【市民館の公金取り扱いについて】

各市民館では市税、国保税、使用料、介護保険料等幅広く公金の収納事務を行っている。令和 4 年度は、3,641 件、2,816 万 3,439 円と多額の公金を取り扱い、最も多い市民館では約 1,070 万円を扱っており、管理体制には十分留意されたい。

<産業振興課>

○ 徴収金の徴収状況について

産業育成資金貸付金については、平成 17 年度から貸付制度は廃止となっているが令和 4 年度の滞納額は、昭和 54 年度から平成 14 年度までの未収金で、11 件の 2,142 万 1,558 円となっている。11 件中 7 件は一度も支払いがなされていない状況である。

貸付金の原資は税金等の公金で賄われているものであり、不公平感や不公正感を与えることのないよう、未収金対策に取り組んでいただきたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、36 件である。（1 号 18 件、2 号 16 件、その他 2 件）

内容を十分精査し、今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 38 件、交付金 2 件、補給金 1 件となっており、新たに室戸市家畜輸送支援事業費補助金を制定している。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和 5 年度 11 月末現在）

令和 5 年度キラメッセ室戸食游レイアウト改修工事の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【アクアファームの給水状況について】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(11月末)
給水件数	3,119	3,171	2,897	2,875	1,955
使用水量(m ³)	824,521.7006	764,959.3368	909,234.8606	876,831.0608	628,301.5680
使用料(円)	32,212,542	26,711,979	27,989,686	21,450,056	13,986,820

令和5年11月末現在の使用水量の内訳の割合は一般0.01%、水産利用96.81%、企業分3.18%であり、使用料では一般2.61%、水産利用47.84%、企業分49.55%となっており、前年同月より約12万6千円の減額となっている。

海洋深層水は本市の貴重な地域資源であり、安定的な取水・給水のため万全なメンテナンスを実施し、ブランド力を高めるため今後においても深層水の有効な活用を望む。

なお、海洋深層水給水事業においては、企業の撤退により、使用料は減少が見込まれている。一般会計より繰入を行っているところであり、使用水量の増加や経費節減を図り、健全なる事業運営に努力されたい。

<建設土木課>

○ 徴収金の徴収状況について

農林水産業費分担金の滞納額は、本年11月末現在176万5,400円となっている。

長びく不漁の影響を受け、苦しい漁協経営を強いられている状況ではあるが、早期解消に努力されたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、38件である。(1号25件、2号4件、その他9件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

地籍調査事業費補助金1件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について(令和5年度11月末現在)

令和4年度繰越明許防安全金第3号東ノ川橋仮橋設置工事の総合評価方式、令和5年度農山漁村地域整備交付金第1号林道大平舟場線(アヤガ谷橋)橋梁補修工事他

5 件の制限付一般競争入札、令和 5 年度舗装第 1 号林道羽根線舗装工事他 3 件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【地籍調査への取り組み状況について】

地籍調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する国土調査の一部であり、登記所にある土地登記簿や地図をもとに、一筆毎の土地について土地所有者等の立会いを得て、所有者・地番・地目・筆界の調査をするとともに測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるものである。その効果は不動産登記、行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、街づくりの円滑な推進などに役立てられることから、海岸沿いの住宅地を主とした年次計画の樹立を行い、平成 18 年度より佐喜浜町から実施しており順調に進んでおり、津波浸水想定区域である沿岸部の内、現居住区域については令和 5 年度完了する見込みである。

年度別着手面積

(単位:km²)

		平成19～ 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
本市事業	地籍調査	4.94	0.62	0.99	0.48	2.98	4.19	14.20
	山村境界保全事業	4.15	-	-	-	-		4.15
芸東森林組合実施	地籍調査	33.42	4.00	5.11	4.07	1.89	1.67	50.16

○ その他

市道整備については、市民から多くの要望が寄せられた中で、課として年度別に優先順位を付け、問題解消に取り組んでいるとの事である。今後においても、安心して通行できる市道整備に努めるよう望むものである。

<選挙管理委員会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10 件である。(1 号 7 件、2 号 2 件、8 号 1 件)

適正に処理されていた。

<財産管理課>

○ 徴収金の徴収状況について

市営住宅使用料について

令和5年11月末現在の全体の調定額は2億4,836万2,256円で、収入済額は5,928万5,688円、徴収率23.87%（前年度22.61%）となっている。昨年同期と比較すると1.26ポイント増加している。

今後も債権管理室と連携し徴収率の向上に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、13件である。（1号8件、2号5件）

適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住環境の整備改善及び地域の活性化を促進するための老朽住宅除却事業費補助金1件となっており、除却事業は、本年度申請件数38件中、決定件数18件、決定額767万3,000円（11月末現在）となっており、平成24年度からの累計では363件、4億1,110万6,050円となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和5年度11月末現在）

令和5年度市営第2上段団地屋根外壁改修工事他1件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

市営住宅については、本年度59団地612室を管理しており、空室202室のうち84室については、耐震性等により募集は行わない方針であり、残りの118室については修繕に多額の費用を要するが、需要が見込まれるものから修繕のうえ募集を行う予定である。

また、現在管理戸数612戸、入居可528戸中410戸に入居している。老朽住宅の建替工事が進められているが、住宅使用料の滞納問題の解消がないと多くの市民の批判を受けることにもなると思われたため、滞納対策には強力な取り組みを期待する。

<税 務 課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10件である。(1号1件、2号9件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 個別事項

特別徴収の状況

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収者数実施率	80.86	82.85	82.56	84.76	83.66
特別徴収税額実施率	86.63	86.78	86.01	88.71	86.82

(各年度7月1日現在 課税状況調べより)

○ 徴収金の徴収状況について

令和3年度より債権管理課を債権管理室として税務課に統合し、従来税務課収納班で行っていた業務も債権管理室で行っている。

住宅新築資金等貸付金収入未済額は、令和5年11月末現在8,998万9,450円で、昨年同期と比べると1,466万8,115円の減少となっている。また今年度より現年調定額は0円となっているが、滞納徴収率は6.18%で3.20ポイント減少しており、未済額解消に向けてよりいっそう努力を継続されたい。

○ 個別事項

【市税の収納状況及び不納欠損処分について】

市税の収納状況は次の表のとおり、令和4年度の市税の収納状況については現年は全て99パーセント台の徴収率となっている。滞納分についても収納率向上に努力されたい。

次に、市税と国保税を合わせた不納欠損額は、令和4年度463万8,726円であり、令和3年度748万5,718円と比べ、284万6,992円の減となっている。

貴重な自主財源である市税の債権消滅処分であり、今後も法令に沿った事務処理を行うこと。

【滞納整理取組み方針について】

債権管理室の取組み方針として、①目標の数値化 ②取組みの進捗管理 ③年間・月間スケジュールの確立 ④租税債権管理機構との連携 ⑤人材の育成等を掲げ、具体的な取組みを行い、課員の問題意識共有を図っている。

滞納整理強化については、広く市民にも浸透しており、市税等の滞納に対し、強い姿勢を持ち、今後においても、公平性の原則の元、徴収事務の執行に努められたい。

収納状況、強制徴収の実績、差押件数及び差押金額の推移は次のとおりである。

なお、平成 28 年度より広域事務組合に設置された債権管理機構に依頼した令和 5 年度（11 月末時点）の 105 件、4,883 万 7,124 円については、11 月末現在 948 万 9,254 円（徴収率 19.43%）の収納実績となっている。

市税年度別収納状況

（単位：円、％）

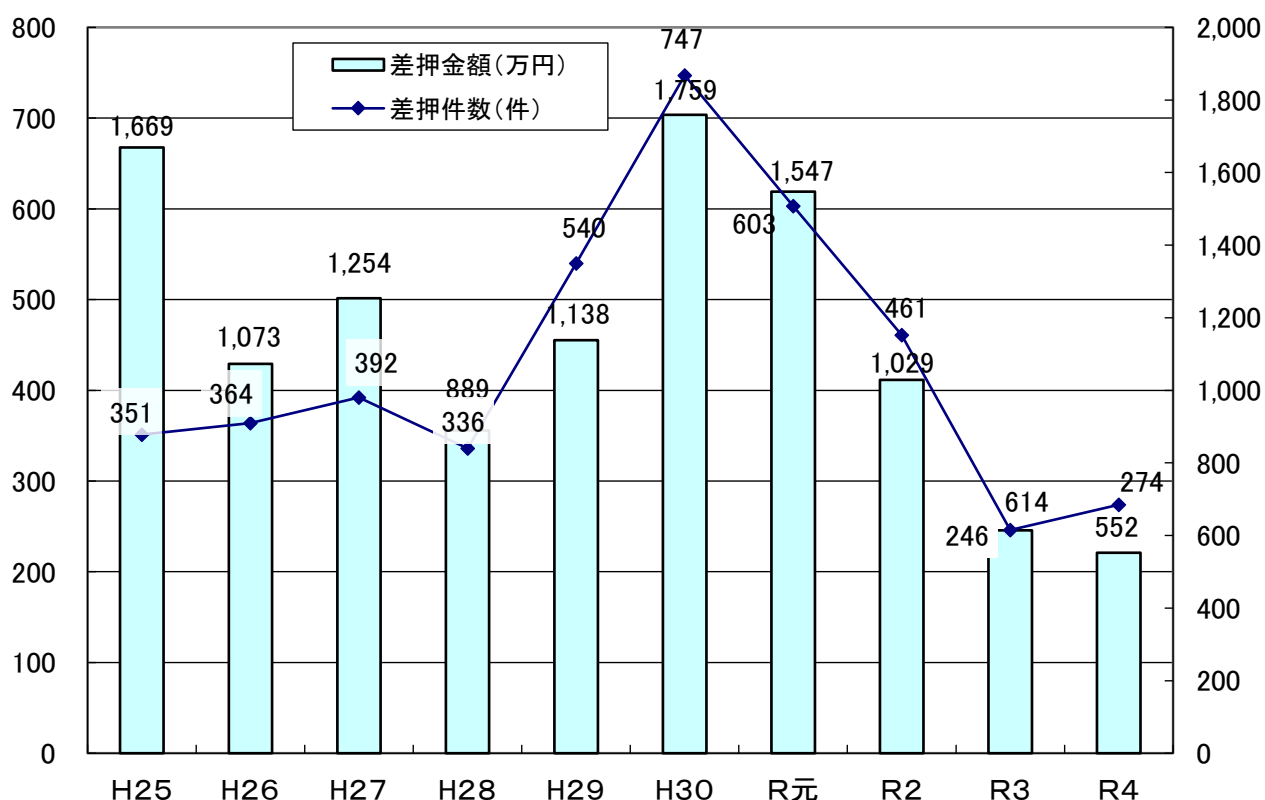
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率
市 民 税	現 年	439,235,337	99.61	429,593,333	99.55	459,325,735	99.75	483,208,842	99.79%
	滞納分	3,910,353	61.32	2,991,434	69.27	1,998,435	60.55	734,618	43.30%
固 定 資 産 税	現 年	489,001,558	99.12	548,432,159	99.03	524,105,763	99.48	538,773,283	99.44%
	滞納分	4,662,096	21.58	4,302,474	25.95	3,527,440	23.01	1,703,973	15.96%
軽自動車税	現 年	55,397,345	98.69	57,905,107	99.11	57,805,157	99.58	58,930,083	99.83%
	滞納分	1,105,947	32.25	770,449	34.57	361,811	25.44	225,230	25.80%
国 保 税	現 年	383,871,214	97.92	352,867,308	98.73	336,012,991	98.91	314,696,812	99.00%
	滞納分	16,641,713	48.76	10,897,630	53.49	4,882,539	42.32	2,081,432	27.07%

強制徴収の実績

（単位：円）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (11月末現在)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預貯金	499	9,828,872	358	7,741,258	188	4,385,628	179	3,215,038	73	1,078,065
保 険	31	898,817	39	77,911	22	143,295	12	225,000	5	
捜 索	9	308,720	10	22,900			8	0	2	
給与報酬	40	2,278,458	42	1,162,391	20	712,059	37	395,818	22	190,465
年 金	6	1,150,882	6	1,238,336	7	881,801	24	1,584,446	1	79,500
出 資 金										
還 付 金	2	44,900			1	19,800	3	36,490		
不 動 産	2	243,000	1	0	3	0	7	0	2	0
地 代	1	7,000								
大敷配当金	6	557,200	2	50,000	5	0	3	70,800	1	0
外注費	4	100,097								
自動車	3	50,837	3	0			1	0		
計	603	15,468,783	461	10,292,796	246	6,142,583	274	5,527,592	106	1,348,030

差押件数及び差押金額の推移



<市民課>

○ 徴収金の徴収状況について

国民健康保険事業における一般被保険者診療報酬返納金は、主に資格喪失後に受けた診療報酬に係る返還金であり、本年度 11 月末現在の調定額は現年分のみとなっており、187 万 3,996 円（121 件）、収入済 180 万 9,346 円（119 件）、徴収率 96.55% となっており、収入未済額は 6 万 4,650 円となっている。

滞納対策としては、保険者間調整の推進や資格適正化チラシの配布を行っているとのことである。

一般保険者第三者納付金は交通事故等の治療に国保を使った場合に加害者より納付されるものであり、本年度 11 月末現在調定額 172 万 1,901 円（5 件）、収入済額 75 万 2,199 円（3 件）徴収率 43.68%、収入未済額は 96 万 9,702 円となっている。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、37 件である。（1 号 14 件、2 号 22 件、その他 1 件）適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

室戸市生活環境施設整備事業費補助金他 4 件、交付金 2 件となっている。

○ 個別事項

不法投棄等の苦情件数と内容並びに対応について

不法投棄の苦情件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)
13	10	8	2	2	2

不法投棄の苦情件数は年々減少しており、令和 5 年度は 11 月末で 2 件となっている。

今後においても広報等による P R 活動や不法投棄監視パトロールの強化に努められたい。

人口の推移

	男	女	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	世帯数
H31.3.31	6,304	6,914	13,218	924	5,808	6,486	3,441	7,378
R2.3.31	6,144	6,730	12,874	872	5,551	6,451	3,456	7,292
R3.3.31	6,027	6,525	12,552	836	5,322	6,394	3,436	7,195
R4.3.31	5,847	6,316	12,163	790	5,073	6,300	3,456	7,071
R5.3.31	5,705	6,152	11,857	742	4,953	6,162	3,557	6,955

※ H24.7.31から外国人を含む(H24.7.9住基法改正による)

<会 計 課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、1 件である。(2 号 1 件)

適正に処理されていた。

○ 個別事項

室戸市財務規則第 126 条に定める検査について

令和 5 年度は観光ジオパーク推進課のジオパークセンター、産業振興課のアクアフาร์มを実施し、保険料、手数料、使用料等に係る出納及び保管状況、帳簿等一連の事務について、現金収納日報兼現金払込書の照合を行い、その適否の確認を行った。アクアフาร์มについては事務処理及び現金、出納印の保管に

についても適正に事務処理及び管理されているとの検査結果が報告されている。
ジオパークセンターについては土日祝日の収納事務について改善通知をおこなっている。今後とも会計事務の適正に努められたい。

<福祉事務所>

○ 徴収金の徴収状況について

① 更正資金貸付金について

昭和 44 年度から昭和 53 年度までの 5 件の貸付金であり、民法上の金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権となっていることから、滞納者及び保証人の現状調査を行い、厳正なる私債権の管理に関する事務を行われたい。

② 生活保護弁償金

本年度は、令和 5 年 11 月末現在、全体の調定額は 2,278 万 7,483 円、収入済額は 297 万 1,466 円(内現年分 245 万 3,466 円)、収納率は 13.04%(現年分 60.08%)となっている。今後においても世帯の実態把握や資産・収入状況把握などに努め、適正保護に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、14 件である。(1 号 6 件、2 号 8 件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

民生児童委員活動費補助金他 1 件となっている。

○ 個別事項

【生活保護率の推移について】

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、全国的にも生活保護受給者は、戦後過去最高と言われ、その後も増加を続けており、本市においても、基幹産業の一つである漁業の低迷や少子高齢化などにより人口減少が進み、都市部との所得格差や雇用の場の確保などの問題は解消されず厳しい状況下にあって、生活保護率の推移は、平成 24 年 3 月 55.7%、平成 25 年 3 月 60.6%と上昇を続けていたが、令和 5 年 11 月末で 55.6%となっている。

また、生活保護費に占める医療費の割合が全体の 67%となっており、頻回受診・重複受診等の指導により医療費の減少を図り、適正保護の実施に努められたい。

<水 道 局>

○ 徴収金の徴収状況について

今後の滞納整理の取り組みとして、給水停止措置に加え支払督促制度の活用に取り組み等努力はされているが、転出や死亡等を的確に把握し、滞納を発生させないことなど今後一層強力な取り組みを望む。

令和 5 年 11 月末現在調定額 1 億 7,814 万 5,321 円、収入済額 1 億 6,134 万 4,850 円、徴収率 90.57%となっている。昨年同期と比較すると 0.32 ポイント減少している。

未収金は私法上の債権であって消滅時効は 2 年であるが、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により 5 年となっており、法施行日を境に 2 年と 5 年が併存しているので注意が必要である。

企業会計の健全を期するには、水道料金の未収金対策は、必要不可欠となっているところであり、善良なる受益者との負担の公平性を期するためにも、水道給水条例第 38 条に基づく給水停止措置を行うことにより、毅然とした対応と尚一層の徴収率の向上を目指した取組みに努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 4 件である。(1 号 3 件、2 号 1 件)

適正に処理されていた。

○ 工事状況調査及び入札状況について (令和 5 年度 11 月末現在)

古戸排水管布設替工事他 2 件の指名競争入札となっている。

○ その他

石綿管布設替えについては、令和 3 年度に 565m を実施している。令和 6 年 1 月現在延長 2,328m のうち、令和 5 年度に 604m を計画しており、残り 1,724m となっている。来年度、令和 6 年度以降の実施計画を立てる予定をしており、早期の石綿管布設替えを望むものである。

<保健介護課>

○ 徴収金の徴収状況について

介護保険料の普通徴収において、令和3年度現年90.78%・滞納38.76%、令和4年度現年93.86%・滞納49.49%となっている。令和5年11月末現在の昨年同期と比較すると、現年徴収率は0.41ポイントの増加、滞納は3.38ポイントの増加となっている。

徴収率の低い原因は、無年金や小額年金者等の低所得者で滞納するケースが多いなどの実情がある。しかし、保険料の未納により消滅時効となれば介護サービスを利用する場合にサービス利用料（自己負担）が、1割負担から3割負担となり、高額介護サービス費の支給制限も生じるため、市民に徹底した啓発に努めるよう望むものである。

現年、滞納分の徴収率の向上対策として安芸租税債権管理機構への移管等を実施している。

今後とも法令に基づき徴収率の向上を図りたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、45件である。（1号15件、2号29、その他1件）

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金14件、支援金1件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和5年度11月末現在）

令和5年度室戸市保健福祉センター空調改修機械設備工事他2件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【各種検診状況について】

各種検診の受診率については、全国的に国の目標より非常に低い状況が続いており、本市においても同様であるが、病気の早期発見による早期治療を行うことが市民の幸福とともに医療費の抑制に繋がり、それにより市民の国保税負担の減少にも結び付くことになる。

そのためにはより一層検診への参加を働きかけることが重要であり、保険者の意識改革にも努めなければならない。

がん検診

(単位:人、%)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(11月末現在)		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
結核・肺がん(40歳以上)	10,184	1,703	16.7	10,007	1,752	17.5	9,768	1,683	17.2	9,541	1,388	14.5
胃がん(40歳以上)		810	8.0		780	7.8		743	7.6		552	5.8
大腸がん(40歳以上)		1,525	15.0		1,601	16.0		1,556	15.9		1,266	13.3
乳がん(40歳以上の女性)	5,485	419	7.6	5,363	389	14.7	5,228	386	14.4	5,112	325	-
子宮頸がん(20歳以上の女性)	6,157	292	4.7	5,987	337	10.0	5,811	257	9.8	5,664	132	-

特定健康診査(40歳～74歳の国保加入者)

(単位:人、%)

令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(11月末現在)		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
3,122	1,159	37.4	2,956	1,015	36.0	2,722	965	36.2	2,790	358	12.8

【保健事業について】

長年多岐にわたり保健事業を実施しているが、近年参加者も減少傾向にあり、参加者層に偏りが見られる事業もあることから、見直しを検討されることが望ましい。

より多くの市民に参加していただき、健康寿命を延ばしていくことが医療費の削減に繋がるものと思われる。

○ その他

現在、自分で車を運転できない高齢者等の対策として、タクシー料金の一部補助、室戸市あったかふれあいセンターによる買い物支援を実施しているが、自動車免許自主返納や高齢化により、ますます通院や買い物の困難な方々が増加するものと思われる。

他課との協議を踏まえながら、よりきめ細かな高齢者対策の実施に向けて検討を望むものである。

<消防本部>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、9件である。(1号5件、2号2件、その他2件)
適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

交付金1件となっている。

○ 個別事項

【消防施設の整備状況について（各分団含）】

分団の移設計画については順調に進んでおり、残りは椎名分団のみとなっている。
早期完成に向けての取り組みを望むところである。

【火災・救急業務出動状況】

(単位:件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
火 災	9	13	17	14
室 戸 市	7	11	13	12
東 洋 出 張 所	2	2	4	2
救 急	1,217	1,257	1,433	1,340
室 戸 市	1,003	1,046	1,210	1,097
東 洋 出 張 所	214	211	223	243
へり使用	79	61	76	62
DR へ り	76	51	68	55
防 災 へ り	3	9	8	7
県 警 へ り	0	1	0	0

火災については昨年より17.6%減少し、救急業務は6.5%の減少、ヘリコプターによる搬送も18.4%の減少となっている。

<観光ジオパーク推進課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、20件である。(1号12件、2号4件、その他4件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

室戸ジオパーク推進協議会補助金他11件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について (令和5年度11月末現在)

令和5年度室戸海洋深層水体験交流センター改修工事の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

拠点施設のジオパークセンターは、平成27年にオープンした後も体験プログラム導入や、新たな展示物などによる内容の充実を図っている。しかし、センターの利用者数の月平均は、平成30年度7,276人、令和元年度5,732人、2年度は3,407人、3年度は4,589人、4年度は4,930人と、新型コロナウイルスの影響で減少した後、回復傾向にあり、また室戸岬におけるガイド実績も次に示したような状況にある。

数あるジオパークの中から、室戸ジオパークに来ていただくことが交流人口の増、地域振興に繋がるため、室戸ジオパーク独自の特徴や魅力などの発信を行うと共に、市民の関心と学習、地域の盛り上がり、来て頂いた方々の満足度を高めるためには必要不可欠であり、ジオパーク推進協議会等との連携により市民を巻き込んだ施策の実施を望むものである。

ガイド実績(室戸岬)

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末)
県内	661	258	803	339	185
県外	3,663	1,136	1,101	2,726	2,243
海外	51	0	0	13	30
計	4,375	1,394	1,904	3,078	2,458

平成27年度以降、ガイド実績が減少傾向にある。特に令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルスの影響で減少したが、令和5年度は12月末で2,458人と回復傾向にある。ガイドによりさらに充実した観光が期待出来ること

から、観光客に大いに利用をしていただくよう取り組みを望むものである。

○ その他

本市への観光客は新型コロナウイルスの影響による各種イベントの中止により減少、ジオパークセンターを始め、拠点施設の利用者も減少していたが、現在は回復傾向となっている。人口減少が続く本市にあって、地域振興を図るためには交流人口の増加は不可欠であり、各種施設やイベントの磨き上げなど、受入態勢の充実を図ることを期待する。

<防災対策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、15件である。(1号9件、2号5件、その他1件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

防災関係補助金4件である。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和5年度11月末現在）

令和5年度室津東町津波避難タワー照明設備改修工事他1件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項について

自主防災組織においては、補助金による防災資機材の購入により自主的な備えへの強化が図られている。計画されている津波避難タワーや避難路については、計画にしたがって整備が進められている。

ソフト面については、住民の避難への意識が低下しないよう、夜間など状況に応じた避難訓練を繰り返し実施することが重要であり、被害を少なくすることに繋がっていくことになる。

今後においても、行政、自主防災組織、関係機関等が一体となって、いざという時に役立つ訓練の実施などへの取り組みを期待する。

<健康医療政策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、16件である。(1号13件、2号3件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

医療関係補助金1件である。

○ 個別事項について

【医療対策について】

室戸岬診療所については、令和2年4月に常勤医師が着任していたが、室戸診療所の開所に伴い令和4年10月より週2回の診療となっている。

佐喜浜診療所は令和3年に閉所していたが、令和4年7月に室戸メディカルクリニックとして開所し診療を行っている。

令和4年6月に開所した室戸診療所については、現在患者数は増加傾向で推移している。

<こども子育て支援課>

○ 徴収金の徴収状況について

【保育所保護者負担金について】

令和5年度の保育所保護者負担金現年調定額は、子育て支援の一環として令和5年度より令和7年度まで申請により、第1子目の0歳児～2歳児まで保育料が減免される措置となっており、本年度11月末現在の調定額は調滞納分のみ6万5,200円、収入済額1万円、徴収率15.34%で収入未済額は5万5,200円となっている。

滞納解消に向け、継続して徴収努力を望むものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10件である。(1号5件、2号5件)

適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金11件となっており、新たに室戸市保育所におけるICT化推進事業費補助金を制定している。